平成２９年（フ）第１０３号
埼玉県川口市末広１丁目17番８号　メゾンＫ204号
債務者　下原　亮三
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
埼玉県鴻巣市箕田1346番地７　ミッテメゾンＢ　202
債務者　茂木　麻佑（旧姓宮坂）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
埼玉県戸田市喜沢１丁目26番19号グラッド201号室、住民票上の住所埼玉県上尾市原市中３丁目３番地７
債務者　小谷野愛巳
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
埼玉県上尾市春日２丁目14番地１　春日グリーンハイツ102、旧住所埼玉県上尾市弁財２丁目３番５号　レオパレス珠磨弐番館103
債務者　小形　正美
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9486番地　アクシスＢ―201
債務者　水谷長一郎
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
さいたま市北区奈良町110番地32
債務者　八代奈緒美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２９号
さいたま市緑区大字大門1164番地１　ファインハイツ202
債務者　木下川　綾（旧姓財前）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
埼玉県行田市門井町２丁目24番地40
債務者　大嶋　正夫
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１２７８号
千葉県市川市新井２丁目13番５号　（ハイツエミーＮｏ．２―103号）
債務者　山田　文人
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１号
千葉県市原市有秋台西２丁目４番地１　レインボーハウス有秋台西Ｃ38―401
債務者　高橋　宗之
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２９号
千葉市花見川区花見川９番８棟106号
債務者　鈴木　光男
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１号
千葉県市原市平田686番地２　繁栄荘６号、住民票上の住所千葉県市原市平田1183番地６三枝アパート
債務者　小倉　克己
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅Ｍ―２棟234号
債務者　細谷　　孝
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１７０号
千葉県市川市湊新田２丁目１番22―202号（ルシール３）
債務者　中島　時子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８４号
千葉県市川市福栄２丁目７番４―502号（ハイライフ第２行徳）
債務者　岡野　秀紀
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１４号
千葉市稲毛区作草部１丁目８番11号　ロッキー作草部305号
債務者　白山　信子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係